

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県川口市並木四丁目15番6号

氏 名 大煌工業株式会社
代表取締役 山下 将弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日 令和 2 年 2 月 12 日

許可の有効年月日 令和 7 年 2 月 11 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①燃え殻 | ⑨繊維くず |
| ②汚泥 | ⑩動植物性残さ |
| ③廃油 | ⑪ゴムくず |
| ④廃酸 | ⑫金属くず |
| ⑤廃アルカリ | ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑥廃プラスチック類 | ⑭鉋さい |
| ⑦紙くず | ⑮がれき類 |
| ⑧木くず | ⑯ばいじん |

以上16種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和2年2月12日：当初許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無



京都府指令元循第1号の328

大煌工業株式会社

令和元年12月3日付けで申請の産業廃棄物収集運搬業については、下記のとおり許可します。

令和2年2月12日

京都府知事 西脇 隆俊



記

許可の有効年月日：令和7年2月11日